上越地域法定合併協議会準備会規約

(目的)

第1条 本会は、上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町(以下「構成市町村」という。)が、法定合併協議会の設置の準備として、構成市町村の合併について必要な事項を協議することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、上越地域法定合併協議会準備会(以下「準備会」という。)と称する。 (協議事項)

- 第3条 準備会は、次の事項について協議を行う。
- (1)合併の方式その他合併に関する基本的な事項
- (2)合併後の市(以下「新市」という。)のまちづくりの将来構想に関する事項
- (3)新市の行財政運営の基本方針に関する事項
- (4)新市の事務事業に関する事項
- (5)その他合併に関し必要な事項

(組織)

- 第4条 準備会は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1)構成市町村の長
- (2)構成市町村の助役又は収入役
- (3)構成市町村の議会の議長及び議会が当該議会ごとに2人ずつ選出する議員
- (4)構成市町村の住民及び関係団体の代表者
- (5)学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの
- 2 準備会を組織する者(以下「委員」という。)に対する謝礼、費用弁償等の支給に関し 必要な事項は、会長が定める。

(役員の設置等)

- 第5条 準備会に次の役員を置く。
- (1)会長
- (2)副会長 4人
- (3)監事 2人
- 2 役員は、委員の互選により定める。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、準備会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、会長の職務を代理する順序は、あらかじめ会長が定める。
- 3 監事は、準備会の会計を監査し、その結果を準備会に報告する。

(会議等)

- 第7条 準備会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議 長となる。
- 2 委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があった ときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 準備会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明 を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会及び専門部会)

- 第8条 会議に諮る事項をあらかじめ協議し、及び調整するため、準備会に幹事会を置く。
- 2 第3条各号に掲げる事項について専門的に協議し、及び調整するため、幹事会に専門部会を置く。
- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

- 第9条 準備会に事務局を置く。
- 2 事務局に置く職員は、構成市町村の長が協議により定める。
- 3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費の負担)

第10条 準備会の経費は、構成市町村の負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度及び財務)

- 第11条 準備会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、準備会が解散した場合の会計年度は、解散の日に終わるものとする。この場合において、当該年度の会計決算は、会長の職にあった者が行い、委員であった者に報告するものとする。
- 3 準備会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。 (規約の変更)
- 第12条 この規約を変更するときは、会議に諮りその議決を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、準備会への市町村の加盟に伴う規約の変更にあっては、会長 が専決することができる。この場合において、会長は、これを会議に報告しなければなら

ない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に 諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年3月6日から施行する。

(会計年度の特例)

2 この規約の施行の日(以下「施行日」という。)の属する会計年度は、第11条第1項の規定にかかわらず、施行日から平成15年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月17日から施行する。